

## 法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 判例の検閲概念とその問題点
- (2) 行政調査の例と、そこでの法律問題

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

高校生のA男とB女は恋人同士であり、県内でも有数の進学校に通っていたが、両親の離婚を契機としてBは非行に走り、高校を中退した。Bは遊興のため、暴力団員Cから借金をするようになったが（借金額は15万円）、Cは突然、1週間以内に30万円を返さないと、風俗店で働かせるか、半殺しの目に合わせるとBを脅した。そこで、BはAに相談したところ、Aは自分の貯金20万円をBに渡したが、それだけでは足りないので、Aは思いあまって、郵便局から出てきた老婦人Dのカバンをひったくって逃走した。その際、Dは転倒し、軽傷を負った。警察は目撃情報からAに嫌疑を抱き、その行方を追っていた。

AはDの財布から得た金をBに渡すと、自宅には戻らず、キリスト教のE教会に逃げ込んだ（Aは同教会の信者）。同教会の牧師Yは、事情を詳しく聞いたうえで、牧師としてAの魂に配慮する必要があると考えて、反省の機会を与えるため、警察には通報をせず、教会で生活させることにした（牧師によるこのような活動を「牧会活動」という）。その間、警察官がYのもとを訪れ、Aの所在を尋ねたが、本人が反省して自首をする気になるまでは牧会活動を続ける覚悟を決めたYは、「知らない」と答えた。

Yは毎日、聖書の話などをしつつ、暗に自首を勧めていたが、Bの状況が気になるAは事件後7日目、E教会から姿を消した。その2日後、F駅構内でAは逮捕された。Aの供述から、YがAを7日間、E教会に匿っていたことが明らかになったため、Yは犯人蔵匿罪（刑法103条）で起訴された。

設問： Yは自分を犯人蔵匿罪で有罪とするのは憲法違反だと考えている。検察が行うであろう反論を踏まえて、Yの主張の当否を検討せよ。また、Yを有罪とすべきか、無罪とすべきかについて、自分の見解を述べよ。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

Xは、平成 23 年 11 月頃より N 市に本拠を置く NPO が運営する施設（A 会館）を住所として住民登録したが、A 会館には郵便物の受け取りのために数日に一度来る程度で寝起きはせず、日常はその周辺の公園にテントを設けて生活していた。ほぼ 20 年にわたって、A 会館周辺には X に類似した者が多く、居住実態については長い間特段の調査も行われてこなかった。しかし、N 市議会議員選挙がまちかであることから（平成 24 年 3 月 30 日告示予定）、平成 23 年末に至って、このような実体を欠いた住民票記載が市議会で問題視された。そこで市長 Y は、平成 24 年 2 月 10 日に、X に対し、もし真に A 会館に居住しているなら 1 ヶ月以内にそのことの申告をするよう指導し、期間内にこれがない場合には一定の手続を経て住民基本台帳法第 8 条にもとづいて住民票を職権消除する旨の通知を郵送した。

この書面を受け取った X は、もし消除処分がなされると市議会議員選挙において権利行使ができなくなるので、何とかならないかと B 弁護士に相談をした。

設問： B は、行政事件訴訟法上の差止め訴訟の可能性があると考え、さっそく条文を調べ始めた。このような訴訟が本件で適切か否かを該当条文に即して述べなさい。

（参 考）

#### 住民基本台帳法（抄）

（目的）

**第 1 条** この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

（住民票の記載等）

**第 8 条** 住民票の記載、消除又は記載の修正（第 18 条を除き、以下「記載等」という。）は、（中略）政令で定めるところにより、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

#### 住民基本台帳法施行令（抄）

（住民票の消除）

**第 8 条** 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあつては、その住民票の全部又は一部）を消除しなければならない。